（電子情報処理組織による申請書の提出等）

第百条の二　法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、第二条第二項、第四条第三項、第七条第三項、第十三条第二項、第五十二条、第五十二条の二十一若しくは第九十七条又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

様式第三号及び第六号を次のように改める。

様式第三号　削除

様式第六号　削除

様式第六号の二及び第六号の三を削る。

様式第二十三号及び第二十四号を次のように改める。

様式第二十三号及び第二十四号　削除

第六条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
（健康診断結果報告）	（健康診断結果報告）
第三十条の三　事業者は、健康診断（第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断であつて定期のものに限る。以下この条において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	**第三十条の三**　事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第三号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一　労働保険番号	（新設）
二　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号	（新設）
三　常時使用する労働者の数	（新設）
四　報告の対象となる期間、当該報告期間の属する年における報告の回数及び健康診断の実施年月日	（新設）
五　健康診断の実施機関の名称及び所在地	（新設）
六　有機溶剤業務の内容及び当該有機溶剤業務に常時従事する労働者の数	（新設）
七　健康診断を受けた労働者の数	（新設）

（傍線部分は改正部分）